

2021年9月1日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

公益社団法人日本小児科医会  
会長 神川 晃



一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会  
会長 福與 和正



令和3年9月末までの時限措置となっている新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いの延長を求める要望書

新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、誠に有難うございます。

新型コロナウイルス感染症は依然として感染拡大が続いており、小児科・耳鼻咽喉科の医療機関の経営に対して、多大な影響を生じています。

日本小児科医会が令和2年5月及び6月に調査した「緊急医業経営実態調査」の結果では、令和2年4月の対前年比保険診療収入は総件数で-35.1%、総点数で-38.2%と大幅に減少しており、令和2年5月の対前年比保険診療収入では総件数で-43.0%、総点数で-48.3%と更に悪化し、99.2%の医療機関が患者数減少と回答しています。

直近（令和3年5月）の診療所の診療科別レセプトデータを見ると、小児科については、対前々年度比の点数はプラスとなっているものの、件数は-12.5%となっています。乳幼児を中心としたRSウイルス患者の増加等の影響もあり、一時的な患者の増加はありましたが、8月には感染が収束し、再び患者数の減少が生じています。

また、耳鼻咽喉科については、令和3年5月の対前々年度比の件数で-23.2%と、点数で-15.0%と、引き続き大幅な減少が続いています。

令和3年9月末までの時限措置として、診療報酬上の臨時的取扱いが設けられていますが、こうした現下の状況も踏まえ、下記のとおり、要望します。

#### 記

1. 新型コロナウイルスに係る診療報酬上の臨時的取扱いとして実施されている小児の外来診療に係る措置（100点）について、令和3年10月以降も単純延長すること。
2. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして実施されている一般診療等に係る措置（初・再診5点等）について、令和3年10月以降も継続すること。

以上